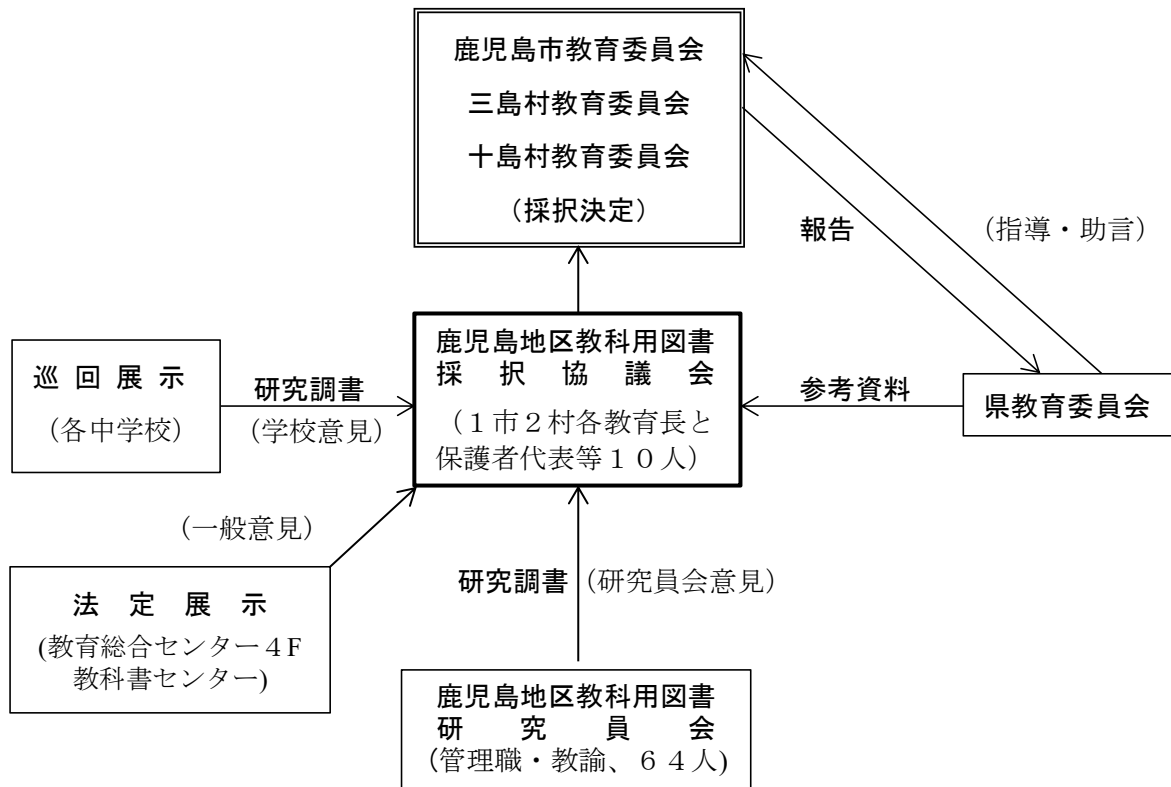


令和7年度使用鹿児島地区教科用図書採択の仕組みについて

当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条 第5項)



○ 採択に関する諸日程

- (1) 鹿児島地区教科用図書採択協議会 (5月28日、7月16日、8月6日)
- (2) 鹿児島地区教科用図書研究会 (7月2日～7月4日、3日間)
- (3) 巡回展示 (6月4日～6月24日)
- (4) 法定展示 (6月14日～6月27日、14日間)
- (5) 採択決定 (8月下旬) 教育委員会において決定し、県教委へ報告
- (6) 採択教科書需要数報告 (9月初旬) 採択教科書の令和7年度需要数を県教委へ報告

※ 当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条 第5項)